

船川港長期構想委員会 設置要綱

(名称)

第1条 この会は、船川港長期構想委員会（以下「委員会」という。）と称す。

(目的)

第2条 委員会は、船川港に対する諸要請と船川港が今後果たすべき役割などを踏まえ、今後20～30年先を目標とする長期的視点に立った船川港の総合的港湾計画の形成とそのあり方について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、別紙1に掲げる者で構成する。

2 委員は、秋田県が就任を依頼する。

3 委員の任期は、承諾の日から最終委員会終了までとする。

(委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は秋田県が招集する。

2 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外に出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の代理)

第6条 委員（学識経験者から選任された委員を除く）がやむを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理出席を認める。

(幹事会)

第7条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる者で構成し、幹事長は委員長が指名する。

3 幹事は、秋田県が就任を依頼する。

4 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。

(オブザーバー)

第8条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、別紙1に掲げる者以外の関係行政職員を出席させることができる。

(情報公開)

第9条 委員会は公開を原則とするが、特定の団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に触れる等、会議を非公開にすべきであると委員会が認めたときは、非公開とすることができるものとする。なお、幹事会は非公開を原則とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、秋田県建設部に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関する事務を行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附則

1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

令和5年8月24日一部改正

船川港長期構想委員会 委員名簿

令和 5 年 8 月現在
(50音順・敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	浜岡 秀勝	秋田大学工学部システムデザイン工学科 教授	
地元関係者	浅野 博之	秋田県立男鹿海洋高等学校 校長	
	武内 信彦	男鹿市観光協会 会長	
	板橋 広光	男鹿市建設業協会 会長	
	加藤 義光	男鹿市商工会 会長	
	西宮 公平	船川港港湾振興会 会長	
港湾関係者	船木 一美	秋田海陸株式会社 常務取締役	
	菅原 一	秋田県漁業協同組合 副組合長理事	
	佐藤 金光	秋田船川水先区水先人会 会長	
	井上 篤博	秋田プライウッド株式会社 代表取締役社長	
	西 徹明	E N E O S 男鹿株式会社 代表取締役社長	
	猿橋 進	独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所長	
	粂山 留恵子	船川臨港運送株式会社 代表取締役	
	松田 博	株式会社マリーナ秋田 代表取締役	
行政機関	竹森 和哉	財務省秋田船川税関支署長	
	宮本 健也	東北地方整備局企画部長	
	成川 和也	東北地方整備局港湾空港部長	
	地村 智明	海上保安庁秋田海上保安部長	
	菅原 広二	男鹿市長	
	石黒 道人	秋田県観光文化スポーツ部長	
	石川 定人	秋田県産業労働部長	
	川辺 透	秋田県建設部長	
オブザーバー	加賀谷 俊和	国土交通省港湾局計画課 港湾計画審査官	

船川港長期構想委員会 幹事会名簿

令和5年8月現在
(50音順・敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
行政	荒川 圭	東北地方整備局秋田港湾事務所 所長	
	藤田 純逸	東北地方整備局港湾空港部港湾計画課 課長	
	松本 章	東北地方整備局秋田河川国道事務所 所長	
	佐藤 大輔	海上保安庁秋田海上保安部交通課 課長	
	佐藤 雅博	男鹿市観光文化スポーツ部 部長	
	小笠原 晋	秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課 課長	
	安田 路子	秋田県産業労働部商業貿易課 課長	
	古山 司	秋田県建設部港湾空港課 課長	
オブザーバー	坂井 啓一	国土交通省港湾局計画課 課長補佐	